

令和 7 年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員
(介護保険料徴収及び制度趣旨普及員)
採用試験
受 験 案 内

令和 7 年 9 月 8 日
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職 務 内 容
介護保険料徴収及び制度趣旨普及員	1 人	長寿社会課に勤務し、介護保険料の徴収及び介護保険制度の趣旨の普及に関する業務に従事します。

【受付期間】

令和 7 年 9 月 8 日（月）～ 令和 7 年 12 月 26 日（金）

- ・ 長寿社会課に持参又は郵送してください。
- ・ 窓口での受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までです。
- ・ 郵送による申込みの場合は、令和 7 年 12 月 26 日（金）必着とします。

【試験日・試験場所】

試 験 日	試 験 場 所
*応募者に別途お知らせします。 申込後、随時試験を実施します。	米子市役所本庁舎 *詳しくは応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職 務 内 容
介護保険料徴収及び制度趣旨普及員	1 人	長寿社会課に勤務し、介護保険料の徴収及び介護保険制度の趣旨の普及に関する業務に従事します。

2 受験資格

試 験 区 分	資 格
介護保険料徴収及び制度趣旨普及員	下記①～②を満たす方 ①普通自動車運転免許（AT 限定可）を有する方 ②基本的なパソコン操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方

○年齢、性別は問いません。

○このほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試 験 日	試 験 場 所
*応募者に別途お知らせします。 申込後、随時試験を実施します。	米子市役所本庁舎 *詳しくは応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配 点	試 験 の 内 容	時間
教養試験 (多肢選択式)	100 点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60 分
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	15 分程度

○合格者の決定

- ・応募された方から随時、面接試験を行い、一定の基準に達した方を合格者に決定します。
- ・募集期間の締切前に採用者が予定数に達する場合があります。

5 受付期間

令和7年9月8日（月）～ 令和7年12月26日（金）

- ・ 長寿社会課に持参又は郵送してください。
- ・ 窓口での受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・ 郵送による申込みの場合は、令和7年12月26日（金）必着とします。

6 受験手続

提出書類	受験申込書及び自己紹介カード 各1部 返信用封筒 1通 ○ 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。 ○ 返信用封筒により受験票を返送しますので、110円切手を貼り、受取人の郵便番号、住所及び氏名を記入の上、提出してください。
申込先	米子市福祉保健部長寿社会課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 （0859）23-5540 【持参により申し込む場合】 ○ 米子市福祉保健部長寿社会課へ、直接ご持参ください。 【郵送で申し込む場合】 ○ 封筒の表に赤字で「採用試験（介護保険料徴収及び制度趣旨普及員）受験申込」と記載してください。

○受理した提出書類は、返却いたしません。

○詳しいことは、米子市福祉保健部長寿社会課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区 分	発表時期	発 表 の 方 法
合格者	随時	合格者に対し、電話等により通知します。

8 採用予定日

令和7年10月1日以降

9 勤務条件等

報酬	報酬は、 月額142,064円(高卒以下) 月額150,580円(短大卒) 月額160,567円(大学卒) ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。
任用期間	任用期間は、採用日から令和8年3月31日までです。 ・任期满后、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日の属する年度の4月1日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。(職の改廃がある場合を除く。) ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険(鳥取県市町村職員共済組合)、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○採用時までに給与改定・制度改正があった場合は、それによります。